

育英館大学 入学者選抜規程

(目的)

第1条 この規程は、育英館大学学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、育英館大学の入学者の選抜（以下、「入学者選抜」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選抜方法)

第2条 入学者選抜方法は、当該年度の選抜実施要項において定める。

(委員会の役割)

第3条 入学試験を公正、かつ確実に管理し、及び実施するため、入試部委員会（以下、「委員会」という。）がこの役割を担う。

(所掌事項)

第4条 委員会は、入学試験に係る次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 学科試験の実施教科・科目、筆記試験及び面接試験に関する事項
- (2) 学科試験問題、筆記試験問題及び面接試験方法に関する事項
- (3) 健康診断に関する事項
- (4) 調査書等の審査に関する事項
- (5) 試験成績書の作成に関する事項
- (6) 試験場の管理に関する事項
- (7) その他入学試験に関する事項

(アドミッションオフィサーの職務)

第5条 アドミッションオフィサーは、第4条に掲げる事項の企画立案及び調査書等の評価を主に担当する。

2 アドミッションオフィサーは、学長が指名する。

(会議の招集)

第6条 会議は、入試部長が招集する。

(試験問題の印刷及び書類等の保管)

第7条 試験問題は、委員会の定める場所において、入試部長の指名する委員の監督の下に印刷することとし、入学試験に関する書類等は、厳重に保管するものとする。

(試験成績書の作成及び報告)

第8条 委員会は、第2条に掲げる試験の結果に基づき、それぞれ試験成績書を作成し、教授会に報告する。

(合否の決定)

第9条 被選抜者は、委員会が作成した試験成績書に基づき、次の各号に掲げる

方法をもって選考し、教授会において審議し学長がこれを決定する。なお、アドミッションオフィサーは、被選抜者選考の審議において意見することができる

- (1) 調査書等に記載された生徒会活動、課外活動、地域貢献等のボランティア活動の経歴等の内容の評価
- (2) 学科試験の評価
- (3) 筆記試験の評価
- (4) 面接試験の評価
- (5) その他教授会が必要と認めた事項

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。